



平成23年2月10日

各位

会社名 明治ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 佐藤 尚忠
(コード: 2269 東証第1部)
問合せ先 IR広報部長 梅本 隆司
TEL 03(3273)3917

明治グループ事業再編(当社子会社間の会社分割)に関する吸収分割契約締結のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成23年4月1日を効力発生日として、当社子会社である明治製菓株式会社(以下「明治製菓」といいます)の有するフード&ヘルスケア事業を会社分割(以下「本件分割」といいます)により、当社子会社である明治乳業株式会社(以下「明治乳業」といいます)に承継させることを決議いたしました。これを受けて明治製菓及び明治乳業は、両社の間で吸収分割契約を締結いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

なお、本件分割は当社の完全子会社間の会社分割であるため、開示事項・内容を一部省略して記載いたしております。

記

1. 会社分割の目的

本件分割は、2010年9月14日付「明治グループ事業再編(当社子会社間の会社分割)のお知らせ」において公表いたしました、食品事業会社と薬品事業会社を当社の傘下に置くグループ事業再編に係る基本方針に基づいて行うものです。

2. 会社分割の要旨

(1) 会社分割の日程

2011年2月10日 分割承認取締役会・分割契約締結(明治製菓・明治乳業)
2011年3月4日 分割承認臨時株主総会(明治製菓)
2011年4月1日(予定) 効力発生日

※明治乳業においては、会社法第796条第3項に定める簡易分割の規定により、分割契約承認株主総会は開催いたしません。

(2) 分割方式

明治製菓を吸収分割会社、明治乳業を吸収分割承継会社とする吸収分割です。

(3) 分割に係る割当ての内容

明治製菓及び明治乳業は当社の完全子会社であることから、本件分割による株式その他の金銭等の割当て及び交付は行いません。

(4) 承継会社が承継する権利義務

明治乳業は、明治製菓がフード&ヘルスケア事業に関して有する資産、債務、雇用契約その他の権利義務を承継いたします。尚、債務の承継については、免責的債務引受の方法によるものといたします。

(5) 債務の履行の見込み

明治製菓および明治乳業における本件分割の効力発生日以降の債務の履行については、問題ないものと判断しております。

3. 分割当事会社の概要 (2010年9月30日現在)

(1) 商号	明治乳業株式会社 (※1) (吸収分割承継会社)	明治製菓株式会社 (※2) (吸収分割会社)
(2) 事業内容	牛乳・乳製品の製造販売等	菓子・食品、薬品等の製造販売等
(3) 設立年月日	1917年12月21日	1916年10月9日
(4) 本店所在地	東京都江東区新砂一丁目2番10号	東京都中央区京橋二丁目4番16号
(5) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 浅野 茂太郎	代表取締役社長 佐藤 尚忠
(6) 資本金	33,646百万円	28,363百万円
(7) 発行済株式数	328,500,000株	379,072,000株
(8) 売上高 (2010年3月期)	704,499百万円 (連結)	411,035百万円 (連結)
(9) 営業利益 (2010年3月期)	17,575百万円 (連結)	10,835百万円 (連結)
(10) 純資産	156,800百万円 (連結)	146,253百万円 (連結)
(11) 総資産	394,411百万円 (連結)	340,424百万円 (連結)
(12) 決算期	3月31日	3月31日
(13) 大株主及び持株比率	明治ホールディングス株式会社 100.00%	明治ホールディングス株式会社 100.00%

※ 1 2011年4月1日付で「株式会社 明治」に商号変更する予定です。

※ 2 2011年4月1日付で「Meiji Seika ファルマ株式会社」に商号変更する予定です。

4. 分割対象事業の概要

(1) 分割対象事業の事業内容

明治製菓の有するフード&ヘルスケア事業

(2) 分割対象資産及び負債の項目

明治製菓の有するフード&ヘルスケア事業に関する流動資産、固定資産、流動負債、固定負債。尚、固定負債には社債(明治製菓第3回無担保社債及び明治製菓第4回無担保社債)を含みます。

5. 連結業績に与える影響

本件分割は、当社の完全子会社間での会社分割であるため、当社の連結業績に与える影響は軽微であります。

以上